

## 経営革新アドバイザー派遣実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人鳥取県産業振興機構（以下、「機構」という。）が、創業者や経営の向上を図る中小企業者（以下、「中小企業者等」という。）の抱える経営や技術等の種々の問題に対して民間の専門家（以下「経営革新アドバイザー」という。）を活用し、適切な診断・助言を行うことにより問題の解決を図り、もって中小企業者等の発展・成長を促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 機構は、経営、技術、人材及び情報化等の問題を抱える中小企業者等に対し、診断・助言を行う経営革新アドバイザーを派遣する事業を行うものとする。

### (対象要件)

第3条 本事業における中小企業者等の対象は、次の各号すべてを満たすものとする。

- ①鳥取県内に事務所、工場等を有する者。
- ②中小企業等経営強化法 第2条第1項に規定する中小企業者
- ③鳥取県が課税する全ての県税に滞納がない者
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第2条第2項に規定する風俗営業者に該当しない者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団の構成員（以下、「暴力団員」という。）でない者又は暴力団若しくは暴力団員であることを知りながら事業活動に関与させていない者

### (経営革新アドバイザーの登録・更新・解除)

第4条 経営革新アドバイザーは、中小企業者等の抱える経営や技術等に関する課題に対応できる者であり、原則として新規登録時に、派遣を希望する中小企業者等の推薦又は機構理事長の推薦がある者でなければならない。

- 2 前項を満たす経営革新アドバイザーの登録申請者は、「経営革新アドバイザー登録申請書」（様式第2）（以下、「登録申請書」という。）を機構に提出し、機構は審査の上、随時登録するものとする。
- 3 機構は、登録した経営革新アドバイザーの名簿を作成し、公開するものとする。
- 4 経営革新アドバイザーの登録期間は最長2会計年度とする。
- 5 登録の更新を希望する経営革新アドバイザーは機構が指定する期日までに「登録申請書」を機構に提出し、機構は審査の上、再登録するものとする。但し、過去10年間に本事業で派遣実績がない経営革新アドバイザーは更新を行わないものとする（登録してから10年に満たない経営革新アドバイザーは除外）。
- 6 機構に対し作為的に虚偽の報告等を行った経営革新アドバイザーは即刻登録を解除できることとする。

#### (派遣の要請)

第5条 経営革新アドバイザーによる診断・助言を希望する中小企業者等は、「経営革新アドバイザー派遣要請書」(様式第1)(以下、「派遣要請書」という。)を機構に提出するものとする。

2 中小企業者等が、登録されている経営革新アドバイザー以外の専門家の派遣を希望する場合は、当該専門家を機構の経営革新アドバイザーに登録するために必要となる推薦状及び当該専門家の「登録申請書」を「派遣要請書」に添えて提出するものとする。

3 機構は、「派遣要請書」の提出を受けた場合は、速やかに次の各号の要件に合致しているか等、申請書の内容を精査し、派遣する経営革新アドバイザーの選定を行う。

①創業者又は経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲ある中小企業者であること。

②経営革新等経営の向上に係る目的或いは目標が明確であること。

③経営革新アドバイザーの派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。

#### (経営革新アドバイザーの選定)

第6条 中小企業者等は、登録された経営革新アドバイザーの中から経営革新アドバイザーを指名することができる。

2 中小企業者等より経営革新アドバイザーの指名が無い場合には、機構は登録されている経営革新アドバイザーの中から最適と思われる経営革新アドバイザーを紹介することとする。

3 前項に基づき機構が経営革新アドバイザーを紹介するに当たり、派遣を要請した中小企業者等から申し入れがあった場合、派遣候補である経営革新アドバイザーとの事前面談を1回に限り実施することができる。なお、面談は原則としてオンラインで行うこととするが、経営革新アドバイザーと中小企業者等との合意によって対面面談とすることができる。

4 事前面談に係る謝金は、別表のオンライン派遣と同様とし、全額を機構が負担するものとする。但し、対面面談の場合でも交通費は支給しない。

5 派遣を承諾した経営革新アドバイザーは、派遣要請した中小企業者等と協議して「経営革新アドバイザー派遣実施計画書」(様式第6)(以下、「実施計画書」という。)を作成し、初回実施日より前に機構に提出するものとする。

#### (経営革新アドバイザーの派遣日数・期間)

第7条 一中小企業者等が一事業年度に利用できる経営革新アドバイザーの派遣日数は、最大6日とし、派遣要請年度の3月10日までに診断・助言を完了するものとする。但し、機構理事長が特に必要と認めた場合は派遣日数を延長することができる。

なお日数の換算は下記のとおりとする。

(1) 診断・助言時間が5時間以上の場合を「1日」、それ未満は「半日」として換算する。

(2) オンライン派遣の場合に限り、2時間単位、1回あたり最大8時間での診断・助言ができることとする。

(3) 診断・助言をオンラインで実施する場合は、機構が設定したオンライン会議ツールを

使用することとする。

(4) 派遣の回数は、対面、オンラインを問わず最大で12回までとする。但し、機構理事長が承認した場合は必要に応じて回数を増やすことができる。

2 中小企業者等が、同一の経営革新アドバイザーの派遣を受けられるのは、通算3か年までとする。但し、最後の派遣から5年経過した場合はこの限りではない。

#### (派遣の決定)

第8条 機構は、経営革新アドバイザーから提出された「実施計画書」の内容が妥当と判断されれば、速やかに派遣を受ける中小企業者等及び派遣する経営革新アドバイザーに派遣の決定を通知するものとする。

#### (経営革新アドバイザーの派遣)

第9条 派遣が決定した経営革新アドバイザーは、「実施計画書」に基づいて、適切に業務を遂行するものとする。

2 派遣の実施予定日に変更がある場合には、派遣される経営革新アドバイザー又は派遣を受ける中小企業者等が事前に機構に連絡することとする。

3 派遣を受ける中小企業者等は、「派遣要請書」の内容に変更が生じる場合には、速やかに機構に連絡し、指示を仰ぐものとする。

#### (実地調査)

第10条 機構職員は、必要に応じ、派遣を受ける中小企業者等に赴き、経営革新アドバイザーの診断・助言が適切に行われているかを調査することができる。

2 機構が、派遣業務が適切に行われていないと判断した場合には、派遣を中止又は取り消すことができる。

3 前項に該当した場合、機構は派遣費用の一部又は全部を支払わなくてもよいこととし、すでに支払いがあった場合には返還を求めることができる。

#### (守秘義務)

第11条 経営革新アドバイザーは派遣開始前に機構が指定する守秘誓約書を機構に提出するものとし、提出の無い場合は派遣の依頼を取り消すものとする。

#### (報告書の提出)

第12条 本事業に係る診断・助言を実施した経営革新アドバイザーは、実施の都度速やかに「経営革新アドバイザー業務実施報告書」(様式第3)(以下、「実施報告書」という。)を機構に提出しなければならない。

2 派遣された経営革新アドバイザーは、派遣がすべて完了した後、速やかに「経営革新アドバイザー業務完了報告書」(様式第7)を機構に提出しなければならない。

3 経営革新アドバイザーの派遣を受けた中小企業者等は、派遣がすべて完了した後、速やかに、「経営革新アドバイザー派遣完了報告書」(様式第4)を機構に提出しなければならない。

ない。

(経営革新アドバイザー派遣費用)

第13条 診断・助言に要した経費（以下「派遣費用」という。）は、「実施報告書」の内容に基づき、別表に従って算出する。

2 機構は、「実施報告書」の受領後、速やかに経営革新アドバイザーの派遣を受けた中小企業者等に対し、別表に掲げる負担割合に基づき算出した額を請求するものとする。

3 前項の請求を受けた中小企業者等は、機構が指定する日までに、機構に対し派遣費用を支払わなければならない。

4 機構は、第1項で算出した派遣費用を、派遣した経営革新アドバイザーからの請求に基づき、遅延なく支払うものとする。

(事後評価及び効果の確認)

第14条 機構は、報告書等により支援の内容について評価を行うとともに、一定期間経過後、経営革新アドバイザーの派遣を受けた中小企業者等に対し情報収集を行うなど、事業効果の把握をするものとする。

(関係機関との連携)

第15条 機構は、本事業の円滑な実施を図るため、商工会議所、商工会等の関係機関と連携し、中小企業者等からの支援依頼に的確な対応が図れるような体制を整備するものとする。

(経営革新アドバイザーの登録事項の変更)

第16条 経営革新アドバイザーは、登録事項に変更が生じた場合は、「経営革新アドバイザー登録事項変更申請書」（様式第5）を機構に提出するものとする。

附則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

この要領は、平成17年5月9日から施行する。

この要領は、平成18年4月7日から施行する。

この要領は、平成19年4月12日から施行する。

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

この要領は、平成22年9月17日から施行する。

この要領は、平成23年4月11日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月8日から施行する。

この要領は、平成27年11月2日から施行する。

この要領は、平成28年4月18日から施行する。

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月27日から施行する。

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月21日から施行する。

(経過措置)

令和3年度中において、第8条第2項の規定に該当する場合は、当該年度のみ派遣を受けることができるものとする。

この要領は、令和7年4月25日から施行する。

## 別表

区分		派遣費用		負担割合
		診断・助言時間	金額（税込み）	
謝金	オンライン	2時間 (最大8時間/回)	10,725円/2時間 (税抜価格9,750円、税975円)	機構：2/3  中小企業者等：1/3
	対面	半日の場合 (5時間未満/回)	21,450円 (税抜価格19,500円、税1,950円)	
		1日の場合 (5時間以上/回)	42,900円 (税抜価格39,000円、税3,900円)	
旅費・宿泊費		<p>(公財) 鳥取県産業振興機構の旅費支給基準により定める額とする。</p> <p>但し、機構が負担する上限額は30,000円(税込)とし、超過した額は全額中小企業者等の負担とする。</p> <p>なお、1派遣期間内の宿泊が2日以上になる場合、2日目より1日増えるごとに上限額に5,460円(税込)を加算する。</p>		機構：2/3 (上限あり)  中小企業者等：1/3